

1. 議事日程（令和元年第4回北広島町議会定例会）

令和元年12月5日  
午前10時開会  
於 議 場

- |       |         |                                                         |
|-------|---------|---------------------------------------------------------|
| 日程第1  |         | 会議録署名議員の指名について                                          |
| 日程第2  |         | 会期の決定について                                               |
| 日程第3  |         | 諸般の報告                                                   |
| 日程第4  | 報告第15号  | 専決処分の報告について<br>(学校の課外活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めること<br>について) |
| 日程第5  | 議案第81号  | 北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例                                  |
| 日程第6  | 議案第82号  | 産直市からしろ館設置及び管理条例                                        |
| 日程第7  | 議案第83号  | からしろ集会所設置及び管理条例                                         |
| 日程第8  | 議案第84号  | 北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果<br>の縦覧等の手続に関する条例        |
| 日程第9  | 議案第85号  | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                   |
| 日程第10 | 議案第86号  | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第11 | 議案第87号  | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係<br>条例の整備に関する条例          |
| 日程第12 | 議案第88号  | 北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第13 | 議案第89号  | 北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第14 | 議案第90号  | 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第15 | 議案第91号  | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び広島県市<br>町総合事務組合同規約の変更について    |
| 日程第16 | 議案第92号  | 山県東部新町建設計画の変更について                                       |
| 日程第17 | 議案第93号  | 芸北広域環境施設組合同規約の変更について                                    |
| 日程第18 | 議案第94号  | 町道の路線の認定について                                            |
| 日程第19 | 議案第95号  | 財産の無償貸付について                                             |
| 日程第20 | 議案第96号  | 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第4号）                                  |
| 日程第21 | 議案第97号  | 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                            |
| 日程第22 | 議案第98号  | 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）                             |
| 日程第23 | 議案第99号  | 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第24 | 議案第100号 | 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）                              |
| 日程第25 | 議案第101号 | 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）                              |
| 日程第26 | 議案第102号 | 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第27 | 議案第103号 | 令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                           |
| 日程第28 | 議案第104号 | 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）                                |

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 濱 田 芳 晴	2 番 美 濃 孝 二	4 番 湊 俊 文
5 番 敷 本 弘 美	6 番 森 脇 誠 悟	8 番 山 形 し の ぶ
9 番 亀 岡 純 一	10 番 梅 尾 泰 文	12 番 服 部 泰 征
13 番 伊 藤 純	14 番 中 田 節 雄	15 番 大 林 正 行
16 番 宮 本 裕 之		

3. 欠席議員は次のとおりである。

3 番 真 倉 和 之      11 番 室 坂 光 治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 中 原 健	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 清 見 宣 正	大朝支所長 竹 下 秀 樹	豊平支所長 益 田 智 幸
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 畑 田 正 法	財政課長 植 田 優 香
企画課長 砂 田 寿 紀	税務課長 矢 部 芳 彦	福祉課長 細 川 敏 樹
保健課長 福 田 さ ち え	農林課長 落 合 幸 治	商工観光課長 沼 田 真 路
建設課長 川 手 秀 則	町民課長 迫 井 一 深	上下水道課長 中 川 克 也
消 防 長 石 井 雅 宏	学校教育課長 石 坪 隆 雄	生涯学習課長 西 村 豊
会計管理者 畑 田 朱 美	国土調査事務所長 中 川 俊 彦	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次      議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。今年も日本全国で地震や火山活動、大雨や台風など多くの自然災害が発生しております。なかなか復旧・復興が進まず、未だに困難な生活を送っておられるたくさんの被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。そんな中、10月には北広島町に大変明るいニュースが飛び込んでまいりました。中国浙江省で開催された第16回世界ソフトテニス選手権大会において、どんぐり北広島ソフトテニスクラブの選手が見事金メダルを獲得され、4つの金メダルを北広島町に持ち帰ってくれました。大変喜ばしいことであり、町の誇りに感じております。今後のさらなるご活躍を期待しております。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配

付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、湊議員、5番、敷本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（宮本裕之） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりですが、その中から若干申し添えます。10月16日、国道186号整備促進協議会の東京要望では、関係する市町的首長、議長とともに、地元出身の国会議員と国土交通省担当部局に要望書を提出してまいりました。11月13日、全国町村議会議長会創立70周年記念式典並びに第63回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、内閣総理大臣をはじめ衆議院議長、参議院議長、関係大臣から祝辞をいただいた後、議事の全てが了承され、閉会しました。11月15日、全国過疎地域自立促進連盟第50回定期総会並びに新過疎法制定実現総決起大会が東京メルパルクホールで開催され、新たな過疎対策法の制定に関する決議が、全会一致で可決されました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 皆さんおはようございます。行政報告をいたします。資料の2ページをお願いします。危機管理課の関係であります。地域防災力の強化ということで、まちづくり出前講座、防災の備えについてということで行っております。先ほどもありましたけども、自然災害等全国で甚大化、多発化してきている中で、関心も強いということでもあります。9月から11

月の3か月間で、10か所で開催をし、約400人の方に参加をいただいたところであります。それから、消防団の関係でありますけども、北広島町消防団が令和元年防災功労者内閣総理大臣表彰を受章をされております。これは、平成30年7月豪雨での献身的な水防活動を行ったということで表彰されたものであります。次に、企画課の関係、4ページをお願いします。今年度から本町の担い手育成事業として、きたひろ学び塾～Withというのを開催をしております。10月から11月にかけて5回の講座を開催し、約70名の参加をいただいたところであります。次に、12ページをお願いします。保健課の関係であります。元気づくり推進事業、元気づくり体操であります。にこやか集会所コースと元気リーダーコース、合わせて現在62会場、今年度の延べ参加者数が約1万8000人となっているところであります。農林課の関係、16ページをお願いします。集落法人の設立についてであります。新たに農事組合法人ファーム八重145が設立をされました。エリアは、千代田地域の寺原、有間地区であります。この設立により町内の集落型農業法人数は33法人となったところであります。17ページをお願いします。森林経営管理制度の取り組みとして、本年度より取り組みを開始しました森林経営管理事業が、地域調整会議において調査箇所を選定し、今、作業を進めておるところであります。令和元年度の意向調査ということで、芸北地域政所122ha、豊平地域中原で166haを対象に、所有者の意向調査等を、今始める作業を進めているところであります。それから商工観光課の関係であります。18ページです。商工業振興対策事業ということで、北広島町産業フェア2019を10月6日に開催いたしました。道の駅舞ロードIC千代田のイベントと共催ということで開催をしたわけでありますけども、来場者数は約6000人と、多くの方に参加をいただいたところであります。21ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業ということで行っておりますが、小学校を対象にした山海島体験活動、11月までで21校、児童数が589名ということで実施をしております。また、中学校、高校の修学旅行であります。11月までで6校822人の受け入れをしております。また、海外からの教育旅行ということで、11月まで5団体、104名の受け入れをしております。これから冬の受け入れが小学校、中学校等受け入れを予定をしております。小学校が5校、中学校が1校の予定であります。この農山村体験推進事業、引き続き力を入れてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。続いて、建設課の関係であります。24ページをお願いします。一昨年から、3か年連続で、いずれも7月でありますけども、本町の豪雨災害を受けてということでありまして、その災害復旧のことを記入しております。一昨年の平成29年発生の災害復旧の関係であります。全体では279件の査定を受けて、今ほとんど終わってきたところであります。まだ、20件程度未完成のところがあります。本年度中には完成する予定であります。それから、昨年度の平成30年発生の災害復旧でありますけども、これは全体で76件の査定を受けて、今34件完成をしておるという状況であります。また、今年度の災害復旧につきましては、11月22日現在でありますけども、52か所の査定が完了したという状況であります。いずれにしても、一日も早い復旧に向けて進めてまいりたいと思っております。私からの行政報告は、以上であります。教育委員会関係については、教育長より報告をいたします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会から、教育行政につきまして報告を申し上げます。29ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、10月8日、山県郡小学校陸

上記録会を千代田運動公園で開催をいたしました。それから下にまいりまして、11月8日、第50回博報賞、日本文化・ふるさと共創教育部門功労賞を、壬生小学校が受賞しております。30ページをお願いいたします。生涯学習でございますが、多くの記載をしておりますけれども、何点かの報告を申し上げます。まず、30ページの上でございますが、夢プロ事業の、夢と希望を乗せてロケットを飛ばそう、10月24日、千代田運動公園で開催をいたしました。次は、34ページをお願いいたします。芸術文化振興事業でございますが、第13回鬨光記念北広島町児童生徒自画像展関連事業、表彰式等を行い、東京近代美術館の見学、巡回展等も実施をいたしました。下にまいりまして、文化財保護関係でございますが、吉川戦国まつり、10月20日、吉川元春館跡歴史公園で開催をしております。下にまいりまして、東京オリンピックドミニカ共和国ホストタウン事業でございます。白砂匠庸選手、世界パラ陸上競技選手権大会に出場されております。35ページでございますが、11月11日から16日、ドミニカ共和国柔道競技の事前合宿を行っております。教育委員会からは、以上でございます。

○議長（宮本裕之） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第15号 専決処分の報告について

○議長（宮本裕之） 日程第4、報告第15号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第15号につきまして、概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第15号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、学校の課外活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 報告第15号、専決処分の報告について、生涯学習課から報告させていただきます。専決処分第14号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、学校の課外活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。令和元年10月18日。1、相手方、記載のとおりでございます。2、事故の概要、令和元年9月20日午前7時ごろ、町内小学校の課外活動で民泊をしていた児童が、誤って相手方自宅の照明器具を損壊させたものでございます。3、和解内容、町は、相手方に対し、損害賠償として5万1700円の支払い義務があることを認め、これを支払う。町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額5万1700円。この金額の内訳は、照明器具の購入費でございます。以上、報告を終わります。

○議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第15号、専決処分の報告について、報告を終わります。

日程第5 議案第81号 北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例から

日程第8 議案第84号 北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第5、議案第81号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例から、日程第8、議案第84号、北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例までの、4議案を一括議題とします。以上4議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第81号から議案第84号について、一括して説明します。議案集の3ページをお願いします。議案第81号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例について説明します。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されるため、条例の制定について、町議会に提案するものです。議案集の26ページをお願いします。議案第82号、産直市からしる館設置及び管理条例及び議案集30ページの議案第83号、からしる集会所設置及び管理条例について、説明をします。本案は、基幹集会所である、からしる館に産直市が併設されており、それぞれに施設の使用目的が異なることから、現在の設置及び管理条例を廃止し、基幹集会所部分と産直市部分に設置及び管理条例を分けて制定するため、条例の制定について、町議会に提案するものです。次に、議案集の34ページをお願いします。議案第84号、北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、説明します。本案は、非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の取り扱いについて、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、所定の項目を条例に規定するため、条例の制定について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第81号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集3ページをお願いいたします。本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日に施行される会計年度任用職員の給与等について、規定するものでございます。この条例におきまして、給与とは、報酬、期末手当、特殊勤務に係る報酬、時間外、休日夜間勤務に係る報酬をいいます。第3条から第18条において、これらの報酬や通勤に係る費用弁償の支給について規定をしております。また、業務別、職種別の報酬額や休暇等の処遇につきましては、別途規則等で定めることとしております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） それでは、議案第82号、産直市からしる館設置及び管理条例、議案第83号、からしる集会所設置及び管理条例の2議案について、企画課からご説明いたします。議案集は26ページから33ページでございます。現在のからしる館におきましては、基幹集会所の位置付けとしてなっておりますが、飲食の提供を含む産直市が併設されております。集会機能と産直機能の異なる使用形態と実際なっております。また、広く産直市として認知され

ておりますことから、基幹集会所の部分と産直市の部分を分けた条例制定をするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第84号、北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、町民課より説明申し上げます。議案書の34ページをお願いいたします。非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の取り扱いについては、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に特例の定めが設けられております。この特例を活用するには、縦覧の対象となる施設の種類やその期間等、所定の項目を町条例に定めておく必要があり、災害により発生した廃棄物の処理をより迅速に行う必要があることから、条例として制定するものでございます。具体的には、平時に一般廃棄物処理施設を設置する際に縦覧等が必要になる場合の規定を定めることと併せ、非常災害時の規定を設けることで縦覧期間の短縮や通常、許可申請が必要なところが届け出で足りることなど、手続がより簡素化されるものとなります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上4議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から

日程第14 議案第90号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第9、議案第85号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第14、議案第90号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例までの6議案を一括議題とします。以上6議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第85号から議案第90号について、一括して説明します。議案集の38ページをお願いします。議案第85号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町職員の給与改定等を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。次に、議案集の52ページをお願いします。議案第86号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町における一般職の任期付職員の給与改定を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。次に、議案集の55ページをお願いします。議案第87号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度等が施行されるため、関係条例の整備について、町議会に提案するものです。議案集の66ページをお願いします。議案第88号、北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するもので

す。議案集の69ページをお願いします。議案第89号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、体育施設として機能しなくなった施設の削除や名称変更等の整理を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の72ページをお願いします。議案第90号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、施設の目的及び趣旨との整合を図るため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第85号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務課からご説明申し上げます。議案集38ページをお願いいたします。本条例は、国の人事院勧告に準じて、本町職員の給与改定を行うものでございます。主には若年層に対し、行政職給料表を平均0.1%の引き上げ改定を行うもので、その他の給料表につきましても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。また、勤勉手当の年間支給月額を0.05月引き上げ、4.45月を4.5月に改定し、住居手当につきましても、所要の改定を行うものでございます。続きまして、議案第86号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案集52ページをお願いいたします。本条例につきましても、国の人事院勧告に準じて、任期付職員の給与改定を行うものでございます。次に、議案第87号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。議案集55ページをお願いいたします。本議案は、議案第81号で説明申し上げました、会計年度任用職員制度の実施に伴い、第1条から第11条において、関係条例の整備を行うものでございます。主には、非常勤職員の文言を会計年度任用職員に置き換え、または追加するものでございます。また、第6条におきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、特別職非常勤職員から、会計年度任用職員に移行する職員等を削除し、または、関係職員の報酬額の改定を行うものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは福祉課より、議案第88号、北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は66ページでございます。今回提案しました条例は、その上位法に当たります災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が一部改正されたことに伴い、北広島町条例の一部改正が必要となったことによるものでございます。本条例は、災害救助法の指定を受ける大規模な災害が発生した場合、その被災者に対して行う災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付けについて、それぞれ内容を定めるものでございます。今回の条例改正は、法改正により、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するため、審議会等を設置するよう努めると定められたことによります。これを受け、本条例に第16条を加え、大規模災害発生時に支給審査委員会を設置し、弔慰金や見舞金の支給に関する調査や審議を行うこととするものでございます。また、併せて法改正に伴い生じた本条例第15条第3項の法令引用箇所の条ずれを改正するものでございます。以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。



- 生涯学習課長（西村豊） それでは、議案第89号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集の69ページをお願いいたします。この条例改正は、体育施設として機能しなくなった施設の整理及び名称の変更、また体育施設を目的に応じた施設として整理するために条例改正を行うものでございます。主な内容につきましては、削除する施設が5施設、名称の変更が2施設、体育施設からコミュニティ施設へ変更するものが4施設でございます。続きまして、議案第90号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案集の72ページをお願いいたします。この条例改正は、施設の目的及び趣旨に応じた整理を行うため、記載の4つの施設につきましては、体育施設からコミュニティ施設へ変更するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第15 議案第91号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更についてから
- 日程第19 議案第95号 財産の無償貸与について

- 議長（宮本裕之） 日程第15、議案第91号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更についてから、日程第19、議案第95号、財産の無償貸与についてまでの、5議案を一括議題とします。以上5議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第91号から議案第95号について、一括して説明します。議案集の75ページをお願いします。議案第91号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について説明します。本案は、広島県市町総合事務組合の構成団体である甲世衛生組合が、令和2年3月31日をもって組合を解散し、同年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更をするため、町議会に提案するものです。議案集の77ページをお願いします。議案第92号、山県東部新町建設計画の変更について説明します。本案は、山県東部新町建設計画の計画期間を5年延長するため、町議会に提案するものです。議案集の84ページをお願いします。議案第93号、芸北広域環境施設組合同約の変更について説明します。本案は、芸北広域環境施設組合の事務所の位置を、令和2年4月1日から変更することに伴い、組合同約の変更をするため、町議会に提案するものです。議案集の86ページをお願いします。議案第94号、町道の路線の認定について説明します。本案は、民間分譲宅地開発事業に伴い設置された道路を町に帰属し、認定道路とするため町議会の議決を求めるものです。議案集88ページをお願いします。議案第95号、財産の無償貸付について説明します。本案は、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第91号、広島県市町総合事務組合規約の変更について、総務課からご説明申し上げます。議案集75ページをお願いいたします。本案は、広島県市町総合事務組合の構成団体である甲世衛生組合が、令和2年3月31日をもって組合を解散し、令和2年4月1日から当該組合を脱退することから、組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 議案第92号、山県東部新町建設計画の変更について、企画課からご説明いたします。議案集は78ページでございます。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴いまして、合併特例債の発行可能期間が5年間延長され、被災市町村以外の合併市町村では、合併年度及びこれに続く20年度に延長されております。これに伴い、合併特例債の根拠としております新町建設計画におきまして、計画期間を5年間延長し、令和6年度とするものでございます。審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 議案第93号、芸北広域環境施設組合規約の変更について、町民課よりご説明申し上げます。議案集の84ページをお願いします。令和2年4月1日から芸北広域環境施設組合の事務所の位置を北広島町役場庁舎から芸北広域きれいセンター内に変更するため、地方自治法第286条第2項の規定に基づき芸北広域環境施設組合規約を変更するものでございます。内容としましては、規約第4条中、山県郡北広島町有田1234番地から広島県山県郡北広島町川井11080番地18に改めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 議案第94号、町道の路線の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案集86ページをお願いいたします。なお、お手元に配付いたしました議案第94号の説明資料と併せてご覧ください。路線番号33648、町道下十日市2号線ですが、千代田地域有田地区下十日市内で行われました民間の分譲宅地開発事業に伴い設置された道路を町に帰属し、新たに認定道路とするものです。延長は60.9mでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第95号、財産の無償貸付について、総務課からご説明申し上げます。議案集88ページをお願いいたします。貸し付ける財産の所在地、山県郡北広島町川小田字荻蔵10075番地45、貸し付ける財産は、土地及び建物でございます。土地につきましては、宅地384㎡、建物は鉄骨造2階建、床面積616㎡でございます。貸し付ける相手先、山県郡北広島町川小田10075番地5、芸北分校あすなろプロジェクト会長小笠原幸信でございます。貸付期間、貸付契約締結の日から令和6年3月31日までとし、町または貸付の相手先から期間満了の日の3か月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、さらに5年間契約を更新するものでございます。使用目的は、加計高校芸北分校の下宿として、地元団体が運営、活用するものでございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上5議案については、後日、審議、採決を行います。



日程第20 議案第96号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第4号）から

日程第28 議案第104号 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第20、議案第96号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第4号から、日程第28、議案第104号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第1号までの、9議案を一括議題とします。以上9議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和元年度補正予算の概要について、一括して説明します。別冊の令和元年度補正予算書をお願いします。議案第96号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4000万円を追加し、予算の総額を155億1400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、生活交通確保のための地方バス路線補助金の補正、救急相談センター事業開始に向けた業務の実施、町道における除雪費の増額などを行っております。なお、繰越明許費は第2表に追加1事業を、債務負担行為補正は第3表に追加1件を。また、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第97号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4600万円を追加し、予算の総額を19億1600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般被保険者高額医療費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第98号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算の総額を9億2200万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、公共升設置工事費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第99号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を3億5000万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、処理施設の修繕費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第100号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3800万円を追加し、予算の総額を29億4400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などの追加を計上しております。また、第2表に債務負担行為補正追加1件を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第101号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を8500万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、電源設備の修繕費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第102号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を6億4200万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、伝送路保守委託料の増額などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第103号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ500

万円を減額し、予算の総額を2億9100万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、広域連合への保険料負担金の増額などを計上しております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第104号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第1号です。本案は、収益的支出において、既決の支出予定額に73万2000円を追加し、支出予定額を5億3267万7000円とし、資本的収入において、既決の収入予定額に1800万円を追加し、収入予定額を5800万円とし、資本的支出において、既決の支出予定額に509万6000円を追加し、支出予定額を2億8415万7000円とするものです。また、第4条で、企業債の限度額4000万円を5800万円に改め、第5条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を73万2000円追加し、2495万7000円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は、浄水場施設の工事請負費の増額、人事院勧告に伴う人件費の増額などを行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第96号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第4号について、財政課からご説明申し上げます。事前に配付しております、令和元年度12月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は3億4000万円の増額補正で、補正後の予算総額は155億1400万円となります。編成上のポイントとしましては、生活交通確保のための地方バス路線の維持、救急相談センター事業開始に向けた対応業務、除雪による冬季積雪時の生活道路等への安全確保の追加などでございます。下段には、当初予算からの補正の累計額を会計ごとに掲載しております。裏面をご覧ください。上段には、本年7月発生の災害復旧に伴う予算措置の経過を記載しており、現在額は2億6615万円を計上しております。次に、12月補正における主要施策の一覧を掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、機構集積協力金1671万円、芸北地域農道整備事業負担金940万円の追加などを。Ⅱ、誰もが愛着をもって暮らせるまちでは、新規定住者住宅建築補助金等618万円、保育所運営委託料、認定こども園施設型給付費等8458万円、給食センター調理場の修繕費73万円、トップアスリート支援交付金250万円の追加などを。Ⅲ、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、自立支援給付費等2800万円、施設がん検診委託料121万円の追加などを。Ⅳ、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、地方バス路線維持費補助金等4765万円、救急相談センター事業システム改修委託料等34万円、町道等除雪委託料等1億1933万円の追加などを。Ⅴ、住民と行政とが一体となって未来を創造するまちでは、蔵迫地区センターフェンス取り替え工事費21万円の追加などを計上しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持修繕事業を令和2年度へ繰り越しするものです。次に、第3表に債務負担行為補正を計上しております。追加として、バイオマスイエネジーの地域自立システム化実証事業1件でございます。次に、第4表をご覧ください。地方債補正を目的別に計上しており、補正後の借入限度額を総額で13億911万6000円とするものです。災害復旧事業債1560万円、一般単独事業890万円、過疎対策事業債2320万円を追加し、総額で4770万円の増額となります。以上で、一般会計補正予算第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第97号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項一般管理費の委託料を77万6000円増額し、3330万7000円とするものでございます。これは国保制度改正に伴うシステム改修費となります。2款1項3目一般被保険者療養費について、300万円増額し、798万7000円とするものです。2款1項4目退職被保険者等療養費につきましては、2万円増額し、3万3000円とするものです。2款2項1目一般被保険者高額療養費については、2000万円増額し、1億5818万5000円とするものです。めくっていただきまして、3ページ、4ページをお願いいたします。2款2項2目退職被保険者等高額療養費につきましては、20万円増額し、64万6000円とするものです。これらは本年度の医療給付費の給付実績に基づき、補正計上するものでございます。4款2項2目疾病予防費につきましては、82万2000円増額し、1579万5000円とするものです。これは、保健事業として取り組んでおります糖尿病性腎症重症化予防指導事業の指導対象者の見込みが、当初より増えたものによるものでございます。7款1項5目保険給付費等交付金の償還金につきましては、1922万3000円増額し、1922万4000円とするものです。これは過年度国県交付金の精算に伴う償還金となります。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細1ページ、2ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金でございますが、2481万8000円増額し、13億4217万6000円とするものです。これは普通交付金を2322万円、特別交付金を159万8000円増額補正するものでございます。5款1項1目一般会計繰入金でございますが、177万6000円減額し、1億6187万2000円とするものです。これは、本年度の保険基盤安定繰入金の額確定に伴い、減額補正するものでございます。下段の6款1項1目その他繰越金ですが、2580万1000円増額し、2580万2000円とするものです。歳入歳出とも4600万円増額し、補正後の額は19億1600万円となります。以上で、町民課からの説明は終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第98号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出、2款1項1目下水道新設費の工事請負費を283万円の増額、2款1項2目下水道管理費の需用費を400万円の増額、同じく工事請負費を40万円の増額、4款1項1目予備費を23万円減額いたしまして、合計700万円の増額をお願いするものでございます。下水道新設費の283万円の増額でございますが、これは下水道処理区域内における住宅新築などによります新規公共升設置に係る増額でございます。次に、下水道管理費でございます。下水道管理事業の需用費400万円の増額でございますが、これは光熱水費が不足するための増額でございます。また、工事請負費の40万円の増額は、マンホールのかさ上げや管路設置部のくぼみの修繕工事に係る費用でございます。これに予備費23万円の減額を合わせまして、歳出合計700万円増額をするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳入、4款1項1目の一般会計繰入金につきまして、歳出合計額と同様の700万円を増額をお願いするものでございます。続きまして、議案第99号、令

和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号につきまして、引き続き上下水道部からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出、2款1項2目農業集落排水管理費を97万7000円の増額、4款1項1目予備費を2万3000円増額し、合計100万円の増額をお願いするものでございます。農業集落排水管理費におきまして、需用費67万7000円の増額は、壬生地区処理場のNo.2曝気ブローターの修繕を行うものでございます。工事請負費の30万円の増額は、マンホールのかさ上げやマンホール周辺の舗装の打ち換えに係る費用でございます。これに予備費2万3000円の増額を合わせまして、歳出合計100万円の増額をお願いするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳入、3款1項1目一般会計繰入金につきまして、歳出合計と同額の100万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第100号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号につきまして、保健課から説明いたします。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。2款保険給付費でございます。保険給付費の1項の介護サービス等諸費の1目、居宅介護サービス給付費及び3目、地域密着型サービス給付費を合わせて1560万円の増額補正でございます。本年度の現在までの給付状況を基に、年額を推計し、1目につきましては、在宅の訪問介護サービス費が見込み額より減少、3目につきましては、地域密着型サービス利用率の増加によるものでございます。次の2款2項1目の高額介護サービス費は、先ほどと同じく本年度の現在までの給付状況を基に年額を推計し、不足が見込まれるためでございます。高額介護サービス費は、介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度の一つでございます。1か月の利用者負担が上限を超えたときに、申請により超えた額を高額介護サービス費等として、後から支給しております。次に、2款4項1目の介護予防サービス給付費でございます。要支援1、2の方の訪問リハビリ、通所リハビリの利用が増え、本年度の現在までの給付状況を基に年額を推計し、不足が見込まれるためでございます。次に、歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。3款1項の国庫負担金及び2項の国庫補助金、4款1項の支払基金交付金、5款1項の県負担金、これらにつきましては、歳出の保険給付費の増額補正に伴うものでございます。1ページの下段でございます。7款1項の一般会計繰入金でございます。1722万円の増額補正でございます。1目の介護給付費繰入金は、法定負担割合の公費不足分でございます。4目の低所得者保険料軽減繰入金は、10月の消費税率の改定に伴い、介護保険の1号保険料につきまして、低所得者の保険料の軽減強化によるものでございます。次のページをお願いいたします。7款2項の基金繰入金は703万6000円の補正でございます。3枚戻っていただき、第2表をお願いいたします。第2表の債務負担行為補正でございます。第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務の期間を令和2年度、限度額を475万2000円とするものでございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議案第101号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号について、農林課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1、2ページをお開きください。

い。歳出、1款1項1目、一般管理費の需用費を20万円の増額、2款1項1目、電気事業費を230万8000円の増額、5款1項1目、予備費を49万2000円の増額で、合計300万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費20万円の増額でございますが、これは、電気料使用料の不足額を増額するものでございます。次に、電気事業費230万8000円の増額ですが、これは発電所管理補助員賃金の増額と電源設備修繕による需用費の増額、予備電源接続委託料の増額をするものでございます。次に、予備費49万2000円の増額ですが、これは不測の事態に対応するためのものでございます。続いて、戻っていただいて、歳入の事項別明細書1、2ページをお願いします。2款1項1目の使用料については、売電収入の増を見込んで300万円の増額をするものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第102号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。2款1項1目、情報化施設管理費の委託料を379万3000円増額するもので、これは新規移転に伴う伝送路保守の委託料の増でございます。歳入の事項別明細書をお開きください。1款1項1目、工事分担金を167万5000円増額するもので、これは移設工事等に伴う分担金収入で、2款1項1目の使用料の304万2000円の増額は、インターネット等の加入者増に伴う使用料の増でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第103号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、町民課よりご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、534万4000円減額し、2億8916万1000円とするものでございます。これは、保険料負担金のうち現年度分を590万8000円減額し、過年度分を56万4000円増額するものでございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項の保険料につきましては、178万6000円減額し、1億9439万6000円とするものでございます。次に、3款1項の一般会計繰入金を489万2000円減額し、9441万5000円とするものでございます。内訳としましては、事務費繰入金を77万円減額し、1479万5000円に、保険基盤安定繰入金を412万2000円減額し、7962万円とするものでございます。4款1項1目の繰越金を167万8000円増額し、167万9000円とするものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第104号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第1号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の水道事業会計補正予算書の7ページ、水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。上の段、収益的収入及び支出の支出、1款1項、営業費用の4目、総係費73万2000円の増額は、人事院勧告及び人事異動によります給与などの増額をするものでございます。下の段、資本的収入及び支出でございます。まず、支出の1款1項の建設改良費、目、水道施設新設改良費につきまして、委託料563万2000円の減額は、設計業務に係ります委託費の不用額を減額し、工事請負費の1072万8000円の増額は、住宅団地造成に係る水道配水管の新設や漏水が多発しております路線の

水道管の布設替えなどの費用につきまして、現在、執行契約済みの建設改良費を精査し、その不足額を増額するもので、委託料、工事請負費の合計509万6000円を増額するものでございます。収入の1款1項の企業債は、先ほどご説明いたしました、配水管布設などに係りま  
す建設改良費分1800万円を増額するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願  
いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。補正予算関係9議案については、後日、審議、採決を行います。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。次の本会議は、12月10日、午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願  
いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 21分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~